特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合代議員各位

特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合 会長 鈴木 久敏

定款変更のための臨時総会の開催

横断型基幹科学技術研究団体連合定款 (定款の変更)第51条および(表決権等)第29条により臨時総会を開催いたします。今般は、議案が明確なため、代議員全員からの書面にて下記の議案に対する表決をいただき、全員の賛意を得られればそれを持って臨時総会による議決とすることとさせていただきます。なお、本手続きの正当性に関しましては法務局に確認済みでございます。

お諮りするのは、定款に関し、次の変更を行うことです。

(1) 主たる事務所の所在地の変更

事由:本連合が主たる事務所を置く公益社団法人計測自動制御学会から、9月1日付で10月 15日・16日に、現在の住所

東京都文京区本郷一丁目 35 番 28 号 303

から

東京都千代田区神田小川町1丁目11番地9

に移転する旨の通知があった。本連合の定款第2条第1項では、

「本法人は、主たる事務所を東京都文京区公益社団法人計測自動制御学会事務局内に置く。」 との定めがあり、引き続き事務所を置く公益社団法人計測自動制御学会移転に伴い定款変更 の必要が生じたため。

(2) 定款上の事務所の所在地記載方法の変更

事由:定款には住所のすべてを記載する必要はなく、最小行政区画まででよいことになっているため。

今回の定款変更は、主たる事務所の所在地およびその記載方法の変更という軽微な事由によるため、下記に議案をお示ししますので、別紙回答書に議案の賛否をご記入いただき、記名を付して、10月11日(必着)までにご回答くださるようお願いいたします。移転日の10月15日以前に臨時総会の議決が必要ですので、上記締切の厳守をくれぐれもお願い申し上げます。

敬具

記

【第1号議案】定款第2条変更の件

(1) 変更内容

定款第2条第1項および第2項に

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都文京区公益社団法人計測自動制御学会事務局内に置く。 2 本法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府吹田市公益社団法人日本生物工学会事務局内 に置く。

とあるのを

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府吹田市に置く。と変更する。

(2) 事由

主たる事務所を置く公益社団法人計測自動制御学会が、10月15日・16日で移転のため住所を

東京都文京区本郷一丁目 35番 28号 303から 東京都千代田区神田小川町一丁目 11番地 9に変更するため。

以上

添付

- 1. 回答書
- 2. 特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合定款変更案

本件照会先

横断型科学技術研究団体連合 事務局
Tel&Fax 0 3 - 3 8 1 4 - 4 1 3 0
E-mail office@trafst.jp